



## 市設置型浄化槽で家を水洗化してみませんか？

上下水道課 ☎ 47-1204

市設置型浄化槽は上下水道課へお問い合わせ下さい。  
なお、申込みの際は認印と地籍図発行のため手数料350円を

**■受付期間**  
平成27年4月1日～  
平成27年12月25日  
設置予定基数の130基になり次第、申込みを締め切ります。

**■対象者**  
下水道等の集合処理区域以外で、平成28年3月18日までに5人～12人槽の浄化槽を設置できる方。

**■市設置型浄化槽とは？**  
(浄化槽市町村整備事業)  
分担金22万円を納付していただき、市が浄化槽を設置します。ただし、浄化槽設置に伴うトイレ・キッチン・風呂や排水管等の新設・改修費用などは個人負担となります。

**■浄化槽設置に伴う排水設備工事の補助金もあります**  
今年度は市設置型浄化槽を推進するため、浄化槽設置に伴う排水設備工事を施工する場合に補助金が出ます。

**■排水設備工事の指定工事店が安芸高田市内の工事店の場合、1件当たり5万円。安芸高田市外の工事店の場合、1件当たり3万円の補助金が出る制度です。**



準備ください。  
設置するには農地でない事など、いくつかの条件がありますので、申込みの際に詳しく説明いたします。

浄化槽の使用開始後は市が浄化槽を管理し、使用料を徴収させていただきます。

排水設備工事の指定工事店が安芸高田市内の工事店の場合、1件当たり5万円。安芸高田市外の工事店の場合、1件当たり3万円の補助金が出る制度です。他にも条件がありますので、申込みの際に詳しく説明いたします。

## 「障害者総合支援法」の対象となる疾病が332に拡大されました

社会福祉課 ☎ 42-5615

**■必要な手続き**  
①対象疾病(難病等)に罹患していることがわかる書類(特定疾患医療受給者証など)を添付し、社会福祉課でサービスの利用を申請してください。

平成27年7月より、「障害福祉サービス等(※1)」の対象となる疾病(難病等)が、151から332へ拡大されました。  
対象となる方は、障害者手帳(※2)をお持ちでない場合でも、必要と認められた「障害福祉サービス等(※1)」の支援が受けられます。

※1 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業「障害児(18歳未満)は、障害児通所支援、及び障害児入所支援を含む」  
※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

決定などの後、必要と認められたサービスを利用できます。対象となる疾病(HP)にも掲載しています <http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syakaihukusi/e175/> 詳しい手続き方法などについては、社会福祉課までお問い合わせください。

## 第65回“社会を明るくする運動”

社会福祉課 ☎ 42-5615

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、法務省の呼びかけにより毎年7月を強調月間として全国的に繰り広げられています。運動を推進するために、7月2日(木)、安芸高田地区保護司会から浜田市長に、内閣総理大臣からのメッセージが伝達されました。



## ご存知ですか？児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 47-1283

母子家庭の母・父子家庭の父、又は事情により父母に養育されていない児童を養育する方が請求できます。

**■母子・父子家庭とは**  
離婚・行方不明・拘禁・死別等の事情で、単身の保護者(親以外の祖父母等親族を含む)等が児童を養育する世帯を示します。(DV被害等の避難・別居含む)条件により、次の方も対象です。

①児童を養育する世帯で、配偶者や本人に年金等が支給される程度の障害がある場合  
②児童を養育する世帯で、配偶者の死亡等による遺族年金の給付を受けている場合

**■申請に必要な資料等**  
基本的なものはつぎになります。  
①手当入金を希望される金融機関口座の通帳  
②年金手帳  
(年金受給者の方は証書等)  
③請求者の認め印  
④身体障害者手帳・療育手帳(所持されている方のみ)  
⑤本年1月1日以降に転入された方は前住所地の所得証明書

**■支給額**  
一世帯(保護者1人+児童1人)当りの基準月額 4万2千円  
※所得の状況で減額されることがあります。  
児童2人目の加算額 5千円  
児童3人以上以降一人当たりの加算額 3千円

**■対象児童**  
満18歳を迎えた後の、最初の年度(3月)末までが支給対象。  
**■その他**  
児童扶養手当を受給中の方へ、毎年8月が現況届の提出時期となっております。書類を郵送しますので8月31日までに提出してください。

## お役立てください 特別児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 47-1283

障害のある児童を監護・養育する保護者が請求できます。

**■申請に必要な資料等**  
必要なものはつぎのとおりです。  
①手当の入金を希望する金融機関口座の通帳  
②請求者の認め印  
③障害の種類ごとに定められた診断書(左記の手帳の等級により、省略できる場合もあります。事前にお問い合わせください)  
④身体障害者手帳・療育手帳(対象児童が所持する場合はこちらを添付してください)  
⑤本年の1月1日以降に転入された方は前住所地の所得証明書  
⑥戸籍謄本・世帯全員の住民票  
※申請の受付・相談は、随時受け付けています。

**■支給額**  
世帯の所得状況によっては、全額支給停止になる場合があります。  
手当級 1級 5万1千円  
手当級 2級 3万4千300円  
いずれも対象児童一人当たりの月額単価です。  
世帯の所得状況によっては、全額支給停止になる場合があります。

**■その他**  
特別児童扶養手当を現在受給中の方は、毎年8月が所得状況届の提出時期となります。  
書類を郵送しますので9月10日までに提出してください。期日が過ぎますと、11月期の手当の支払いが間に合わなくなる場合があります。



**■支給対象者**  
次の対象児童の説明で、条件に該当する児童を養育する世帯の生計中心者。